



本日付発表の規約変更案における 資産運用報酬の変更に関する補足説明資料

プレスリリース:「規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ」

2021年12月14日

ケネディクス・オフィス投資法人
ケネディクス不動産投資顧問株式会社

資産運用報酬の変更について

報酬体系変更のポイント

- 取得報酬の料率を取得価額の0.5%(利害関係人取引は0.25%)から一律1.0%に変更
- 譲渡報酬は、譲渡益が発生した場合に限り報酬が発生する成果連動型の体系とする
- これにより、外部成長による分配金の引き上げと、投資主利益との一体性強化を目指す

変更前

変更後(注1)

物件取得・譲渡に伴う一時的報酬

取得報酬

取得価額 × 0.5%
(利害関係人取引は0.25%)

外部成長による
分配金の引き上げ

取得報酬

取得価額 × 1.0%

譲渡報酬

譲渡価額 × 0.5%(上限)

投資主利益との
一体性強化

譲渡報酬

廃止
但し、譲渡益(注2)が発生した場合に限り
譲渡益 × 10.0%

資産規模及び
収益(分配金)に
連動した定期報酬

運用報酬Ⅰ

総資産額 × 0.13%

運用報酬Ⅱ

1口当たり分配金 × 23,000

運用報酬Ⅲ

1口当たり分配金増加額 × 発行済投資口数 × 10%

変更なし

注1: 2022年1月28日に開催する本投資法人の第11回投資主総会での承認が前提。

注2: 譲渡益とは、特定資産を譲渡した日が属する営業期間における、譲渡された特定資産の譲渡価額(譲渡費用を除く。)の総額が、譲渡された特定資産それぞれの、所有権移転等の権利移転効果が発生する直前の帳簿価額の総額を上回った場合における当該金額部分をいう。

注意事項

本資料は、情報の提供のみを目的として作成されたものであり、特定の商品についての投資の募集・勧誘・営業等を目的としたものではありません。

本資料には、ケネディクス・オフィス投資法人(以下、「本投資法人」と言います)に関する記載の他、第三者が公表するデータ・指標等をもとにケネディクス不動産投資顧問株式会社(以下、「本資産運用会社」と言います)が作成した図表・データ等が含まれています。また、これらに対する本資産運用会社の現時点での分析・判断・その他見解に関する記載が含まれています。

本資産運用会社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者です。

本資料の内容に関しては未監査であり、その内容の正確性及び確実性を保証するものではありません。また、本資産運用会社の分析・判断等については、本資産運用会社の現在の見解を示したものであり、予告なしにその内容が変更又は廃止される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

第三者が公表するデータ・指標等(不動産鑑定評価書に基づくデータを含みます)の正確性について、本投資法人及び本資産運用会社は一切の責任を負いかねます。

本資料の内容には、将来の予想や業績に関する記述が含まれていますが、これらの記述は本投資法人の将来の業績、財務内容等を保証するものではありません。

今後、本資料の内容に重要な訂正があった場合は、本投資法人のウェブサイト(<https://www.kdo-reit.com/>)に訂正版を掲載する予定です。